

市民税・県民税 税額決定・納税通知書（当初分）の見方

封筒の中に入っているもの

納税通知書
(4枚つづり)



納付書

【納税通知書の記載内容】

- 1枚目：年税額、市県民税の納付方法など
- 2枚目：所得、所得控除の内容
- 3枚目：税額の算出までの流れ
- 4枚目：年金から差し引く市県民税の額について

【納付書が入っていない方】

- 市県民税について口座振替を設定されている方
- 年金特別徴収（年金からの天引き）のみの方
- 還付のみで納付が発生していない方 など

【納税通知書 1枚目（年税額、市県民税の納付方法など）】

- 1 段目：年税額
(1年間の税額：2段目から4段目まで(ア~ウ)の合計金額)
- 2 段目：給与特別徴収税額 ア
(給与から差し引かれる税額)
- 3 段目：年金特別徴収税額 イ
(年金から差し引かれる税額)
- 4 段目：普通徴収税額 ウ
(納付書で納める、または口座から振替となる税額)

市県民税に関するお問い合わせの際には、通知書に記載されている「通知書番号」をお伝えください。

通知書番号	1234567890
給与特別徴収義務者指定番号・個人番号	80000001 - 1

※最大で3通りの納付方法で納めていただくこととなりますが、年間の税額を算出してからそれぞれの納付方法に割り振っているため、**二重払いになることはありません。**

年税額	245,500
給与特別徴収税額	23,000
年金特別徴収税額	28,000
普通徴収税額	194,500
充当額	0
納付税額	194,500

普通徴収で徴収する額については下記の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに収めてください。

期別	納期限	第1期	第2期	第3期	第4期	全期
		令和5年6月30日	令和5年8月31日	令和5年10月31日	令和6年1月31日	年
普通徴収税額(円)		50,500	48,000	48,000	48,000	*****
充当額(円)		0	0	0	0	*****
納付税額(円)		50,500	48,000	48,000	48,000	*****

普通徴収税額を各期ごとに分割した税額と納期限が記載されています。

※再就職されている場合、納期の到来していない「普通徴収税額」分について「特別徴収」（給与天引き）への切替ができる場合があります。切り替えを希望される場合には、お勤め先から市役所に手続きをしていただく必要があるため、本通知書を持参してお勤め先の給与担当者にご相談ください。

金融機関名	東広島銀行 西条支店
預金種別・口座番号	普通預金 *****
口座名義人	ヒガシヒロシマ タロウ 各期

【納税通知書 2枚目：所得、所得控除の内容】

住民税の算定には、所得金額（収入から経費を差し引いたもの）を用います。給与と公的年金等は、経費の代わりに給与所得控除や公的年金等所得控除を差し引きして計算します。

【合計所得金額】

損益通算後・損失の繰越控除前の各所得の合計額が記載されています。

※扶養の所得判定や均等割の課税判定等に使われます。

所得金額等	900,000	2,000,000	250,000	1,400,000	352,000	352,000
所得控除額	330,000	300,000	35,000	1,095,000	352,000	1,095,000

【総所得金額①】

損失の繰越控除後の総合課税分の所得の合計金額が記載されています。

【所得控除額計②】

各控除の合計額が記載されています。市県民税と所得税では、所得控除の額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは一致しない場合があります。

【配偶者控除、扶養控除、障害者控除、ひとり親控除など】該当する場合は、「*」印または人数が記載されています。

控除対象項目	本人	配偶者	扶養親族	本人を除く障害者	本人障害者	本人該当
	有	有	有	有	有	有

控除対象外項目	16歳未満扶養親族	費用発生控除の特例
	有	有

東 広 島 市

【納税通知書 3 枚目：税額の算出までの流れ】

令和 5 年度分の市民税・県民税 課税の基礎 その2

課税標準額	総所得 ③	2425000

【課税標準額】
 税額計算の基礎となる額が記載されています。
 各所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、ほかの所得とは別して計算する「分離課税」の2種類あります。
 <総合課税>
 「総所得③」=「総所得金額①」-「所得控除額計②」
 <分離課税>
 山林所得、分離短期譲渡、分離長期譲渡、株式等の譲渡、上場株式等の配当等、先物取引

算出税額	区分	市民税分(円)	県民税分(円)
	総所得	145500	97000

【算出税額④】
 所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。
 総合課税分=総所得③×市民税6%、県民税4%
 分離課税分=それぞれの分離課税所得に応じた税率

税額控除等	調整控除	1,500	1,000

【税額控除等⑤】
 調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額(配当譲渡割)の金額が記載されています。
 ★よくある質問：「ふるさと納税したのに、控除されていない。」
 回答 ⇒ 「確定申告をしてワンストップ特例が適用除外となった」「確定申告の住民税事項欄等に記載漏れがあった」といったケースがよく見受けられます。

所得割額	所得割額	144000	96000

均等割額	均等割額	3,500	2,000

年 税 額(円)	245500
給与特別徴収税額(円)	23000
年金特別徴収税額(円)	28000
普通徴収税額(円)	194500
控除不足額(円)	0

「所得割額⑥」+「均等割額⑦」= 年税額

所得割額⑥=「算出税額④」-「税額控除額⑤」

【納税通知書 4 枚目：年金から差し引く市県民税の額について】

公的年金からの特別徴収について

東広島 太郎 様

年金からの徴収税額は以下の公的年金から特別徴収されます。

支払者名称	厚生労働大臣
公的年金種類	老齢基礎年金
公的年金の金額	*****円

- A ①今年度、公的年金から差し引かれる税額が記載されています。
- B ②前年度の年金特別徴収税額の6分の1ずつ徴収されます。
※今年度から年金特別徴収が始まる方や、昨年度に年金特別徴収が停止になった方は、仮徴収税額が0円の場合があります。
- C ①-②の残額は、10月・12月・翌2月の3回に分けて徴収されます。

年金特別徴収税額 ①	28,000
令和5年4月	7,000
令和5年6月	7,000
令和5年8月	7,000
仮徴収税額計	21,000
年金特別徴収税額 - 仮徴収税額 ①-②	7,000
本徴収税額	
令和5年10月	2,400
令和5年12月	2,300
令和6年2月	2,300

仮徴収税額が年金特別徴収税額を上回ったため、
 収めすぎとなった場合は還付を行います。

あなたが引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、令和6年度の年金からの特別徴収について8月までの金額を仮徴収します。

令和6年度年金特別徴収税額(仮徴収分)		
月別	金額(円)	
令和6年4月	4,800	
令和6年6月	4,600	
令和6年8月	4,600	

来年の4月以降年金から差し引かれる市県民税の予定税額が記載されています。
 今年度の「①年金特別徴収税額」の2分の1が来年度の仮徴収税額となります。

【新たに公的年金から差し引かれる方(65歳になられた方など)】

公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金にかかる市県民税の2分の1に該当する額を普通徴収(第1期・第2期)の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・翌2月に支給される公的年金から差し引きます。

納付方法	普通徴収		年金特別徴収(本徴収)		
	1期	2期	10月	12月	2月
公的年金等の所得に対する税額	税額の1/4	税額の1/4	税額の1/6	税額の1/6	税額の1/6

【公的年金からの特別徴収の停止について】

本通知で、公的年金から特別徴収する税額を通知している方であっても、次の「停止される事由」に該当する場合は、特別徴収を行うことができなくなることがあります。

<停止される事由>

- ・市外へ転出された場合 ・公的年金の支給停止等により、公的年金からの特別徴収を行うことができなくなった場合
- ・公的年金から特別徴収される税額が変更となった場合

★注意：「年金振込通知書」記載の個人住民税額について★

日本年金機構から、毎年6月に「年金振込通知書」が届きます。この通知書に記載してある個人住民税額については、前年の年金分の税額をもとに算出されたものであり、東広島市から届く通知書に記載してある年金特別徴収税額とは異なる場合があります。

東広島市から届いた最新の通知書に記載してある年金特別徴収税額が、実際に年金から差し引かれる税額となりますので、ご注意ください。